

地方自治体の企業誘致活動に関する地理学的研究(2)

PARK, Jong-Hyun / 朴, 倞玄

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / 経済志林

(巻 / Volume)

77

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

577

(終了ページ / End Page)

605

(発行年 / Year)

2010-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007007>

【研究ノート】

地方自治体の企業誘致活動 に関する地理学的研究Ⅱ

朴 俣 玄

I はじめに

企業誘致は、外部資源導入による地域振興策として重要な役割を果たしている。とくに1960年代から1980年代は、「国土の均等ある発展」に向けた高速道路網などインフラ設備や、新産業都市・テクノポリスなどの産業立地政策といった政府後押しもあって、全国の各自治体は、工業団地造の整備や各種優待措置の充実をはかり、大手企業の工場を主なターゲットとして、積極的な企業誘致活動を展開してきた。また企業は、安価な用地と豊富な労働力を求めて積極的に地方に進出してきた。

ところが、日本経済のバブル崩壊後の景気低迷で、大規模な設備投資に慎重な姿勢が広がっていると同時に、グローバル化に伴い、企業の製造拠点がアジアを中心とする海外へ相次いで移転している。このため、国内の工場立地が減少し、産業空洞化¹⁾が進展され、工業団地の売れ残りが目立ってくるなど、企業誘致は極めて厳しい環境下にある（能野 2002）。

その中で、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図ることを目的として、政府は、「企業立地促進法」に基づき、地域の強みと特性をふまえた個性ある地域の産業集積を形成、活性化を目指している²⁾。経済産業省（2009）によると、これまでに47都道府県の基本計画（160計画）が同意済みで、企

業立地10,458件、雇用創出数375,328人など、企業立地と雇用への効果が期待されている。

岡本（1997）、伊藤（1999, 2003, 2004）、神野（2002）、厚生労働省（2003）、労働政策研究・研修機構（2004）、産業立地研究所（2004）、橘川（2005）、樋口（2005）、松島（2005）、大西（2005）によると、日本の地方自治体は、様々な優待措置を展開して、企業誘致の成功事例が発表され、過疎問題と高齢化問題を抱えている日本の地方自治体の活性化の可能性を示唆している。

そこで、本研究では、日本における地方自治体の企業誘致活動の現状と課題を分析することを研究目的とする。分析に際しては、次の4点に注目する。

第1に、経済産業省が発表した「企業立地に頑張る市町村」の事例を取り上げ、企業誘致の成功事例を考察する。経済産業省（2007）によると、企業立地に頑張る市町村の取組を事例集としてとりまとめ、企業立地の取組の意欲向上を図る目的で、企業立地に頑張る市町村の取組事例を募集した。その結果、全国の市町村から多数の応募事例があり、立地企業に対する聞き取り調査やアンケート調査を実施し、それらの結果をふまえた上で、学識経験者・有職者からなる審査委員会について、市町村長のトップセールス、ワンストップサービス、立地企業へのフォローアップ等の取組み及びその取組みの成果としての企業立地実績の評価を行った。そこで、「企業誘致に頑張る市町村20選」に20市町が、「特色のある取組をしている市町村」に12の市町が、それぞれ選定された。第Ⅱ章では、これらの地域がどのように企業誘致活動に取り組んでいるのかを詳細に考察する。

第2に、大企業誘致の成功事例を分析する。地域における雇用創出は、雇用創出効果の大きい企業誘致から、雇用創出効果の小さい地域資源を内発的に活用したコミュニティー・ビジネスまで様々な形で進展している。とくに、2001年から2004年における市町村における従業者数の増加率をみると、増加率第2位兵庫県三日月村³⁾、第5位熊本県菊陽町⁴⁾、第7位宮城

県富谷町⁵⁾、第10位福岡県宮田町⁶⁾、第32位熊本県合志町⁷⁾などが注目されるが、いずれも地方自治体の工業用地の造成・整備に伴う企業誘致によってもたらされたものである⁸⁾(伊藤, 2007)。そこで、Ⅲ章では、大企業誘致の成功を契機に、関連企業誘致の波及効果が得られた事例として、三重県、福岡県、熊本県、沖縄県をそれぞれ考察する。

第3に、産業クラスターの成功事例を分析する。「クラスター」の概念を提唱したのは、ポーター(1992, 2000)で、産学官連携による技術開発と起業促進を目的とする産業クラスターは、従来の工場誘致型の開発とは異なり、地域での内発的な産業・雇用創出が期待されている(伊藤, 2007)。とくに、日本では、経済産業省の「産業クラスター計画」と文部科学省の「知的クラスター創成事業」を柱に、各地域が積極的に推進しているが⁹⁾、Ⅳ章では、産業クラスターの成功事例として首都圏周辺地域の「地域産業活性化プロジェクト」を、知的クラスターの成功事例として神戸市の「先端医療産業特区」を、それぞれ考察する。

そして第4に、地方自治体の企業誘致に関する今後の課題や戦略を分析する。分析に際しては、政府の産業立地政策の変遷と各地方自治体の企業誘致の課題を考察する。従来の産業立地政策は、推進すべき集積の雛形を政府が指定して支援を行うものであり、中心から周辺への産業の分散を目的としていた。一方、2000年代以降、政策の柱は、新事業創出の促進や集積の活性化など、地域の自立を促すものへと、変わりつつある(阿部・山崎 2004; 松原 2006; 廣瀬 2008)。そこでⅤ章ではまず産業立地政策として、「工業再配置促進法」「テクノポリス法」「頭脳立地法」「産業クラスター計画」「企業立地促進法」を考察する。次に、各地方自治体が具体的にどのような戦略で企業誘致活動を行っているのかを考察する。

本研究では、以下、Ⅱ章では、経済産業省が発表した「日本企業誘致成功事例20選」に選定された20地域とその他の特色ある地域を分析する。次に、Ⅲ章では、大企業誘致の成功事例地域を分析する(以上、拙稿『経済志林』第77巻第3号)。また、Ⅳ章では産業クラスターによる企業誘致の成

功事例を分析する。さらに、V章では、産業立地政策と地方自治体の企業誘致活動の現状と今後の課題を考察する（以上、本稿『経済志林』第77巻第4号）

IV 産業クラスターによる成功事例地域

本章では、産業クラスターによる成功事例地域を考察する。

「クラスター」の概念を提唱したのは、ポーター（1992, 2000）で、産学官連携による技術開発と起業促進を目的とする産業クラスターは、従来の工場誘致型の開発とは異なり、地域での内発的な産業・雇用創出が期待されている（伊藤, 2007）。日本では、経済産業省の「産業クラスター計画」と文部科学省の「知的クラスター創成事業」を柱に、各地域が積極的に推進している¹⁰⁾。

まず「産業クラスター計画」は、北海道1¹¹⁾、東北2¹²⁾、関東3¹³⁾、中部3¹⁴⁾、近畿4¹⁵⁾、四国1¹⁶⁾、中国2¹⁷⁾、九州2¹⁸⁾、沖縄¹⁹⁾など、19プロジェクトが推進されている（表8）。とくに、産業クラスターは、地理的に隣接した一定の地域において、産業、関連諸機関・諸制度の相互補完関係を強化し、事業環境の外部経済効果が期待されている。また、産学官の密接に関連し合った水平的ネットワーク形成に加え、異なる産業間の連鎖によるシナジー効果が相まって、さまざまなイノベーションの連鎖を引き起こし、新産業・新事業創出が期待される。

次に、「知的クラスター創成事業」は、2009年現在、北海道2、東北1、関東2、中部2、近畿2、中国1、四国1、九州2など、13プロジェクトが推進されている²⁰⁾。知的クラスターは、地域経済の活性化を図ることを目的として、2002年度から実施しているが、それは、地域のイニシアティブの下で、地域において、独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する大学をはじめとした公的研究機関等を核として、地域内外から企業が参画して構成される技術革新システムを指す²¹⁾。

ここでは、産業クラスターの成功事例として首都圏周辺地域の「地域産業活性化プロジェクト」を、知的クラスターの成功事例として神戸市の「先端医療産業特区」を、それぞれ分析する。

(1) 首都圏周辺地域の「地域産業活性化プロジェクト」の成功事例

「地域産業活性化プロジェクト」は、広域関東圏全域をクラスター対象地域とし、「首都圏西部地域（TAMA）」「中央自動車道沿線地域」「東葛・川口地域」「三遠南信地域」「首都圏北部地域」の地域を「ネットワーク支援活動地域」と位置づけ、さまざまな支援を推進する大型プロジェクトである²²⁾。さらに、これまで支援活動を行っていた5つの地域は、ネットワーク対象エリアの見直しを行うとともに、巨大なマーケットである東京都心部及びその周辺部と、研究機関・優れたモノ作り企業が集積する京浜地域に着目し、「京浜ネットワーク支援活動」プロジェクトを新たに推進している。

具体的に、「首都圏西部地域（TAMA）」は埼玉県南西部、東京都多摩地域及び神奈川県中央部などの地域を中心に産業用機械・電子機器・通信機器を、「中央自動車道沿線地域」は長野県及び山梨県の中央自動車道沿線地域における精密機械を、「東葛・川口地域」は千葉県東葛地域から埼玉県川口地域における機械・冶金・情報・バイオを、「三遠南信地域」は静岡県遠州地域、長野県南信地域及び愛知県東三河地域における輸送機械および光学機器を、そして「首都圏北部地域」は栃木県、群馬県における輸送機械を、それぞれ中核に、産業集積のポテンシャルを活かすため、産業支援機関等のネットワークを整備して、企業ニーズの把握と技術力のある意欲的な企業に対する関連施策の総合的・効果的に支援を行ってきた（図5、表9）。

その中で「首都圏西部地域（TAMA）」の産業クラスター形成に、重要な役割を果たしたのは、「TAMA産業活性化協会」である。同協会は、1998年4月にTAMA産業活性化協議会として発足し、2001年4月に社団法人首

都圏産業活性化協会に発展しており、TAMA地域の産学官連携ネットワーク構築を推進するとともに、会員企業を中心に中小企業の製品開発力の強化、市場の拡大並びに新規創業環境の整備などを通じて、新規産業創出拠点形成を目的に活動を展開してきた。

その結果、2006年現在、産学官からなる約650組織（うち地元企業約300社）が中心となり、主に、産業用機械、電子機器、通信機器、これらの部品製造および関連ソフトウェア開発などの事業分野を推進している。

年間商品化・事業化は、2004年54件、2006年95件が実現されており、会員企業が開発した技術の商品化・製品化する成功率は約50%を占め、この数字は、全国平均の約3倍となっている（TAMA産業活性化協会，2004，2005；伊藤，2007）。

2004年は、合計54件の事業に成功した。その内訳は、情報ネットワーク事業2件、産学連携および研究開発促進事業9件、イベント事業1件、新事業創出支援事業4件、販路開拓・海外展開支援事業4件、産学連携事業8件、ミニTAMA会事業3件、提携インキュベーション施設連携事業2件、経営課題解決支援事業12件、TAMAファンド事業8件、地域間交流事業1件である。

その後、2006年は合計95件の商品化・事業化に成功した。その内訳は、新連携事業化支援事業5件、新連携体構築支援事業2件、産学連携・研究開発支援事業23件、新事業創出支援事業2件、資金調達支援事業9件、販路開拓支援事業10件、ビジネスチャンス造成事業13件、海外展開支援事業11件、経営課題解決支援事業13件、支援組織との連携による拠点事業5件、TAMA連携事例推移と支援体系事業2件である。

このように、首都圏西部TAMA地域は、産学官連携によるネットワーク構築によって、さまざまな事業・商品化に成功している。

(2) 神戸市の先端医療産業特区

神戸市のポートアイランドには、「先端医療センター」をはじめ、「神戸

臨床研究情報センター」「神戸バイオメディカル創造センター」「神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター/神戸大学インキュベーションセンター」など、再生医療など世界最高レベルの研究機関や企業が進出している。2008年11月20日現在、国内外から134社の企業と研究機関、そして研究者を含めて約2,000人が従事している²³⁾。

このように、神戸市の医療関連の企業誘致に成功した背景には、「神戸医療産業都市構想」が最も重要な役割を果たした。「神戸医療産業都市構想」は、神戸港の沖合を埋め立てた海上都市ポートアイランド第2期に医療関連産業の集積を図り、先端医療技術の研究開発拠点とする構想である。

この構想への取組みは、大震災直後から出発された。震災で大きな被害を受けた神戸市は、復興に向けた取組の中で、ポートアイランド（第2期）地区において、税の優遇措置や規制緩和等を進め、国際的交流拠点を図る「神戸エンタープライズゾーン構想」を提唱したが、「一国二制度につながる」との理由から、政府から認められなかった。

しかし神戸市は、産官連携による企業誘致を図るため、「神戸起業ゾーン」をポートアイランド第2期に設定して、独自に地方税の軽減や家賃補助などの支援策を実施するなどの施策を推進した。そして「神戸エンタープライズゾーン構想」に取り組みされていた「地域を限定した公的規制の緩和政策」を、構造改革特区の実現に向けて再検討した。

ところが、政府レベルの構造改革特区構想が浮上し、神戸市は2002年5月に「神戸経済特区研究会」を設置し、地元の産学官の有識者による検討会を行った。神戸経済特区研究会は、約2ヶ月にわたって集中的な討議を行い、2002年7月に、神戸市は、経済再生を政策案として、ライフサイエンス分野の研究機関や先端医療関連産業の集積を図り、日本で初めてのクラスターづくりの試みとなる「神戸医療産業都市構想の推進」と、港の賑わいを取り戻し国際競争力の回復を図る「みなと神戸の再生」への取組に、神戸経済特区の目指すべき方向性を提示した²⁴⁾。

神戸新聞（2004年4月11日刊）によると、神戸医療産業都市構想は、

1997年秋にさかのぼる（表10）。1998年10月には神戸医療産業都市構想懇談会が設置され、翌年には、産学官でつくる同構想研究会が発足した（1998年10月）。同研究会は、元京都大学長の井村裕夫氏が就任し、当時、政府の科学技術政策をリードする総合科学技術会議議員も務め、基本コンセプトづくりに中心的役割を果たした。

その結果、同構想の中核機能に「研究から医療への実用化」「起業化支援」「人材育成」の三点を設定し、ポートアイランド2期を取組の場とし、その拠点施設となる「先端医療センター」の整備が決まった。

さらに、2000年2月には、「理化学研究所発生・再生科学総合研究センター」の神戸設置が決定され、2002年4月に開設された。再生医療の基礎分野を担う研究機関としては世界最大である同センターの立地を契機に、「再生医療は神戸」というイメージを一気に広め、国内外の優れた研究者や企業を呼び込む要因となった。

その後、2003年4月には、先端医療センターが開業され、医療機器の研究・開発、医薬品などの臨床研究支援、再生医療などの臨床応用といった3テーマを中心に、研究者や企業などと共同研究を進めた。さらに「神戸臨床研究情報センター」「神戸大学インキュベーションセンター」などが次々と開設された。また、2004年6月には、企業のバイオ研究を後押しする「神戸バイオメディカル創造センター」、医療機器開発の拠点となる「神戸バイオメディカル開発センター」の建設も決まった。

このように、1997年から打ち出された同構想は、2001年に「都市再生プロジェクト」として、2002年に「知的クラスター創成事業」として、それぞれ選定されるとともに、2003年には構造改革特別区域で医療分野第一号の「先端医療産業特区」に認定された。

とくに、先端医療産業特区に関して、特例と様々なインセンティブによって、企業誘致の促進を図った。

その特例の内容は次の通りである。第1は、勤務時間と研究開発に関わる規制緩和である。すなわち、国立大学の教員が研究成果を活用する事業

を勤務時間内に行うことが可能になり、また政府の試験研究施設を企業が容易に使用することができるようになった。こうした特例を認めることによって、産学連携を一層加速し、研究教育機関や企業の集積を促進された。

第2は、外国人在留許可期間の延長に関する措置である。先端医療産業特区内に立地する研究機関が外国人研究者を受け入れる際に、在留許可期間を3年から5年に延長する試みも行った。さらに、その活動範囲をベンチャー企業に拡大するとともに、入国管理局で入国・在留申請の優先処理などの措置が取られている。これらの特例は、国内外の優秀な研究者、技術専門家などの人材確保を容易にするという狙いであった。

さらに、創業・企業進出に対してインセンティブ政策を打ち出した。まず、先端医療振興財団の研究開発事業および新事業創出支援事業などを推進するために、研究開発支援基金（神戸市20億円）を創設し、同基金で民間企業との共同研究の支援、共同研究企業への融資などを実施した。また、33億円（19社）の「神戸バイオ・メディカルベンチャーファンド」を設立し、神戸へ進出するバイオベンチャー等への資金面での支援も実施した²⁵⁾。

このような戦略と政策を通じて、医療関連企業の集積を図ってきたが、今後さらなる経済効果が期待されている（表11）。

V 政府と地方自治体の産業立地政策・企業誘致戦略の現状と課題

ここでは、政府の産業立地政策の変遷、各地方自治体の企業誘致活動の現状・問題・今後の課題を分析する。

(1) 政府の産業立地政策の変遷

表12は、戦後、地域の振興を図るため、政府の主要産業立地政策を示す。まず、1950年代～1960年代は、臨海部への重化学工業集積を目的として、工業等制限法、太平洋ベルト地帯構想、新産業都市建設促進法などの政策が打ち出された。その後、1970年代～1980年代は、産業の地方分散を目指

し、工業再配置促進法、テクノポリス法、頭脳立地法などの政策が積極的に推進された。また、1990年代は、産業空洞化を防ぐために、地域産業集積活性化法が展開された。2000年代以降は、地域発展支援を目的として、産業クラスター計画や企業立地促進法が積極的に推進されてきた（阿部・山崎 2004；廣瀬 2008）。

以下では、廣瀬（2008）に従い、中心から周辺への産業分散を目指す「工業再配置促進法」「テクノポリス法」「頭脳立地法」、そして新事業創出の促進や集積の活性化などを目指す「産業クラスター計画」「企業立地促進法」を考察する。

「工業再配置促進法」は、高度成長期後半の公害や住宅・地価等の都市問題を抱える過密地域と、人口流出に悩む過疎地域との不均衡を是正するため、集積の高い地域（移転促進地域）から集積の低い地域（誘導地域、具体的には人口増加の割合が低い27道県）に工場を再配置することを目的として、1972年に制定された。そこでは、固定資産税の減免、工場移転・増設に合わせた補助金の交付等、各種の助成措置が講じられ、移転促進地域からの工場の追い出しには成功したものの、誘導地域への工場移転にはつながらなかった。その後、経済環境の変化から工業再配置政策は役割を終えたとして、2006年に同法は廃止された（山崎 1992；廣瀬 2008）。

「テクノポリス法」（「高度技術工業集積地域開発促進法」）は、産・学・遊・住が調和した潤いあるまちづくりと、先端技術産業を核に、地域経済の自立化、活性化を図ることを目的として、1983年に制定された。1983年から1989年までに、全国で26地域が指定を受け、テクノポリスの開発が進められた²⁶⁾。しかし、テクノポリス指定地域は、工業出荷額、工業従業者数、工業付加価値額の伸び率において、約半数が全国平均を下回っており、必ずしも成功したとは言えない。それは「指定地域が多くなりすぎたため、個々の地域への財政支援が薄く、中途半端になった」「国のテクノポリス政策が、各地域のテクノポリス建設を特徴のない画一的なものに導き、その魅力を乏しいものにした」「国・地方自治体・企業の連携がうまくいかなか

った」などの要因が指摘された（阿部・山崎 2004）。

「頭脳立地法」²⁷⁾は、当時、テクノポリス法等によって進められていた工場中心の産業立地政策を見直し、産業の頭脳部分である研究所、デザイン・設計・ソフト開発部門等を地方に分散させる目的で1988年に制定された。この政策は、指定地域において特定事業の従業員数が一時的に伸びるなど、一定の成果はあげられたものの、立地状況は計画を下回った地域が多い。ソフトウェア業、デザイン業、情報処理サービス業は、地方中核都市の主要駅周辺に集中立地する傾向が強く、工場誘致と同じ発想でテクノポリス地域の工業団地に誘致することが困難であったためである（阿部・山崎 2004）²⁸⁾。その後、頭脳立地法は、テクノポリス法と同時に1998年に廃止され、新事業創出促進法へ統合された（廣瀬 2008）。

「産業クラスター計画」は、経済産業省は、2001年度から、地域における産学官連携・異業種連携のネットワークを構築することによって、イノベーションを促進し、国際競争力のある産業集積を創出・発展させることを目的として、産業クラスター計画を推進している。2007年3月現在、中堅・中小企業約10,700社、大学等約290校が参加し、全国で18のプロジェクトが展開されている（廣瀬 2008）。第Ⅰ期（2000年～2005年）のクラスター計画²⁹⁾をみると、クラスターに参加している中堅・中小企業の売上高、当期純利益は、いずれも全国平均を上回る伸びを示しており、大学や異業種企業との連携、研究開発、販路開拓等において一定の成果が認められたが、従業員数は横ばいとなっており、人材や資金の確保が今後の課題であると指摘されている（経済産業省 2007）。

「企業立地促進法」³⁰⁾は、地域の特性を生かした企業集積を図る自治体に対し、政府が支援を行うものであり、立地企業の設備投資に対する減税措置、研究開発や人材育成に対する助成措置等が設けられている。テクノポリス政策、頭脳立地政策等の従来の企業立地政策とは異なり、地域が自らの強みを踏まえ目指すべき集積を選択する、という地域の主体性を尊重した支援策である。2007年7月30日に認定された10県12基本計画に対する

第一号同意を皮切りとして、2008年3月25日までに42道府県で108の基本計画が国の同意を受けている。これらの基本計画では、新たに約7,900件の企業立地により、約28万人の新規雇用の増加が見込まれている。同意を受けた基本計画で指定した区域への企業立地、具体的な成果も出始めている（廣瀬 2008）。

以上で考察したように、従来の産業立地政策は、推進すべき集積の雛形を政府が指定して支援を行うものであり、中心から周辺への産業の分散を目的としていたが、2000年以降、政策の柱は、新事業創出の促進や集積の活性化など、地域の自立を促すものへと、地域が自らの強みを踏まえ目指すべき集積を選択する、という地域の主体性を尊重した支援策となっている（阿部・山崎 2004；松原 2006；廣瀬 2008）。

（2）地方自治体の企業誘致政策の現状と課題

ここでは、とりわけ企業誘致の補助金に着目し、現状と問題点を分析し、今後の課題を検討する。

上述したように、政府の産業立地政策に基づき、それぞれ地方自治体は、独自の企業誘致活動を積極的に展開してきた。まずⅡ章で考察した経済産業省が選定した32市町村は、トップセールス・ワンストップ・フォローアップなどのサービスを展開して、企業誘致に一定の成果が認められた。

次にⅢ章で、福岡県と熊本県は、すでに産業立地の優位性を持っていた自動車産業と半導体産業部門において、さらに重点的に企業、新たな企業誘致を推進し、一定の成果をあげられた。一方、三重県と沖縄県は、産業配置の優位性を強調した福岡県と熊本県とは違う形で、企業誘致に成功した。三重県は高額な補助金制度を活動した液晶関連産業を、沖縄県は地理的影響を受けにくいコールセンターを、それぞれ重点産業として選定して、企業誘致に成功した（朴，2010）。

そしてⅣ章は、早い段階から産学官連携を活用した東京大都市圏西部と神戸市が、国や政府が打ち出された「産業クラスター」「知的クラスター」

の枠組みの中で、企業誘致に一定の成果をあげられた。

以上の分析結果からも分かるように、①行政担当者（人）の積極的な誘致活動、そして②補助金（金）といった企業誘致の効果が認められ、多くの自治体は、企業誘致のために、とくに補助金の増額を実施している。以下では、②の補助金のもつ問題点と課題を考察する。

表13は、2007年9月末時点の補助金・助成金の上限額ランキングを示す。上限額50億円以上の自治体が11、10億円以上の自治体が44である。なお、岩手、茨城、兵庫の3県、仙台、新潟、京都、広島の4市は、上限額が設定されていない。

表14は、都道府県および政令市の具体的な企業誘致策の実施内容を示す。

94%にあたる60自治体は、企業誘致を推進するための専門担当部署を設置している。次いでに、57自治体（全体89%）は、知事・市長によるトップセールスを展開している。その他、多くの自治体が、「用地・建物の取得に対する補助金・助成金」「設備投入に対する補助金・助成金」「企業誘致を推進するための専門職員」などを配置・実施している。

2002年の三重県亀山市によるシャープの液晶工場誘致を契機に、地方自治体間の企業誘致競争は過熱しており、施策や助成金を巡り、措置の格差も拡大してきた。2007年秋に47都道府県と17政令指定都市を対象にした調査で、最近一年間に他自治体と企業誘致を競った経験があると回答した自治体は、41自治体、64.1%に達し³¹⁾、進出企業に対する補助金・助成金がさらなる高額化されてきた（菅野・前島 2007；廣瀬 2008）。

ところが、一方では補助金の増額が必ずしも企業誘致に直接的に結ばないと指摘されている（廣瀬 2008）。経済産業省が日本立地センターに委託して実施した調査によると、企業が立地する際に重視する項目は、「土地の広さ」（69.8%）、「土地の価格」（68.5%）、「交通条件（道路、港湾、空港、鉄道）が良い」（60.8%）、「作業者等の確保が容易」（45.9%）、「地元自治体の対応の迅速さ」（32.0%）などとなり、「優遇措置の充実」を挙げた企業は、23.0%である（経済産業省 2007b）。

また、内閣府の調査によると、補助金額30億円以上の県と補助金額5億円未満の県の工場立地件数を比較した場合、補助金額が大きいほど、工場立地件数が多くなるという明確な正の相関関係が確認されていない（内閣府 2005）。

このように、地方自治体の補助金の増額は、必ずしも企業誘致活動において決定的要因となるとは言えない。それよりも、さらなる地方自治体間の補助金競争をヒートアップさせ、さまざまなデメリットを生み出した。自立的な地域活性化のためにも、補助金に偏る企業誘致活動よりも、まず地域の優位性や成長可能性の高い有形・無形の資源を積極的に開発して、企業誘致・産業育成に活動していくべきであるだろう。

VI おわりに

本稿では、日本の地方自治体を事例に、企業誘致活動とその政策を考察した。分析に際しては、①特色ある企業誘致活動を推進した32市町村、②大企業誘致に成功した事例、③産業クラスターの成功事例、そして④政府と地方自治体の政策の問題点と課題、の4点を分析した。その結果、次の4点が明らかになった。

1) 「企業誘致に頑張る市町村20選」は、白老町北上市、米沢市、相馬市、つくば市、足利市、日光市、相模原市、駒ヶ根市、佐久市、妙高市、高岡市、瑞浪市、四日市市、尾鷲市、京丹後市、橋本市、倉敷市、飯塚市、大津町など20市町が、「特色のある取組をしている市町村」は、夕張市、会津若松市、喜多方市、北社市、飯田市、木津川市、鳥取市、美作市、松山市、新上五島町、さつま町、名護市など12の市町が、それぞれ選定された。とくに、これらの自治体は、市町村長のトップセールス、ワンストップサービス、立地企業へのフォローアップなどの取組を積極的に推進し、企業誘致数は必ずしも多いとは言えないが、一定の成果が認められた。

2) 三重県・福岡県・熊本県・沖縄県を事例に、大企業誘致の成功事例を

考察した結果、次の点が明らかになった。まず三重県は、2002年2月シャープ亀山工場を誘致したが、135億円という巨額な補助金と行政側の積極的な誘致活動が重要な役割を果たした。次に福岡県は、「北部九州自動車150万台生産拠点推進構想」プロジェクトを基盤に、近年、国内他地域から自動車産業の移転・企業誘致に成功しており、日本の自動車産業の拠点として重要な地位を占めるようになった。また、沖縄県は、情報通信産業を中核産業と位置づけ、「マルチメディアアイランド構想」という政策プランを打ち出した結果、多数のコールセンターの企業誘致に成功した。そして最後に熊本県は「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」を打ち出し、半導体関連企業100社以上を誘致させ、九州全体の半導体生産額の約25%を占める日本有数の半導体製造拠点となってきた。

3) 産業・知的クラスターの成功事例を分析した結果、次の点が明らかになった。まず「首都圏西部地域（TAMA）」の産業クラスター形成に、「TAMA産業活性化協会」は重要な役割を果たした。TAMA地域の産学官連携ネットワーク構築を推進するとともに、会員企業を中心に中小企業の製品開発力の強化、市場の拡大並びに新規創業環境の整備などを通じて、新規産業創出拠点形成を目的に活動を展開してきた。次に、神戸市は、阪神大震災以降、都市再生の戦略として、「神戸医療産業都市構想」を打ち出し、結果として、再生医療など世界最高レベルの多数の研究機関や企業の誘致に成功した。

4) 従来の産業立地政策は中心から周辺への産業の分散を目的としていたが、2000年以降、政策の柱は、新事業創出の促進や集積の活性化など、地域の自立を促すものへと、地域が自らの強みを踏まえ目指すべき集積を選択する、という地域の主体性を尊重した支援策となっている。また、2002年の三重県亀山市によるシャープの液晶工場誘致を契機に、地方自治体間の企業誘致競争は過熱しており、施策や助成金を巡り、措置の格差も拡大してきたが、地方自治体の補助金の増額は、必ずしも企業誘致活動において決定的要因となるとは言えない。それよりも、さらなる地方自治体間の

補助金競争をヒートアップさせ、さまざまなデメリットを生み出した。自立的な地域活性化のためにも、補助金に偏る企業誘致活動よりも、まず地域の優位性や成長可能性の高い有形・無形の資源を積極的に開発して、企業誘致・産業育成に活動していくべきであるだろう。

地方自治体の積極的な企業誘致活動に関して否定的な見解も存在する。近年、地方自治体の地域振興策を巡り、新産業創出などの内発的地域づくりと、企業誘致優先・中堅企業育成などの外来型開発方式による地域づくりとの意見が対立している。地域振興策は、新事業創出などの内発的な施策が重要視されつつあり、もはや企業誘致の役割は重要ではないという指摘もある（能野 2001）。

外来型開発方式は、誘致先の地域で上がった利益が本社に還流し、地域内に循環しにくいこと、誘致企業の拡張も撤退も企業の採算性で決定され、地域の事情等は考慮されないこと、誘致のための補助金や減税・インフラ整備費用など財政支出が回収できない場合も多いこと、そして自治体が地元企業の育成・発展よりも大企業誘致を優先し、誘致企業の数を追う弊害があることなど、その限界・問題点が指摘されている（中小企業家新聞 2007）。

ところが、内発的な振興策は一定の成果が期待されるまで長期間を要することに対して、企業誘致は、雇用確保のほか、進出企業が地域企業と協力関係を築くことによるネットワークの拡大など、早い段階から一定の成果が期待できるなど、地域振興策としての意義は高い。

企業誘致を巡る地方自治体の振興策には、企業誘致に依存する地域産業政策に問題があり、地域産業政策に企業誘致を積極的に位置づけていくことは重要である。すなわち、企業誘致によって、どういった地域経済、地域産業を作り上げていくのか、地元企業との関係をどのように作り上げていくのかなどの構想が企業誘致を狙う地方自治体によって不可欠である（植田 2007）。

今後の地方自治体の地域振興策において、外発的な振興策である企業誘

致とともに、内発的な振興策と併せて推進していくことが重要であるといえるだろう。

表8 産業クラスター計画19プロジェクトの概要

地域	プロジェクト名	分野	企業	大学
北海道	北海道スーパー・クラスター振興戦	情報・バイオ	330	20
東北	情報・生命・未来型ものづくり産業プロジェクト	情報・健康・ものづくり	250	21
	循環型社会対応産業振興プロジェクト	環境・エネルギー	300	20
関東	地域産業活性化プロジェクト	ものづくり	1550	58
	イオベンチャーの育成	バイオ	240	19
	情報ベンチャーの育成	IT	240	1
中部	東海ものづくり創生プロジェクト	ものづくり	770	30
	東海バイオものづくり創生プロジェクト	バイオ	30	47
	北陸ものづくり創生プロジェクト	ものづくり	150	12
近畿	近畿バイオ関連産業プロジェクト	バイオ	230	35
	ものづくり元気企業支援プロジェクト	ものづくり	500	26
	情報系クラスター振興プロジェクト	IT	380	15
	近畿エネルギー・環境高度化推進プロジェクト	エネルギー・環境	110	8
四国	四国テクノブリッジ計画	健康・環境	300	5
中国	中国地域機械産業新生プロジェクト	ものづくり	100	10
	循環型産業形成プロジェクト	環境	80	10
九州	九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ	環境	180	18
	九州シリコン・クラスター計画	半導体	150	29
沖縄	OKINAWA型産業振興プロジェクト	情報・健康・環境・加工交易	170	3

(経済産業局の資料により、著者作成)

表9 地域産業活性化プロジェクト

地域	対象地域	対象産業	参加企業	協力機関
首都圏西部地域 (TAMA)	埼玉県南西部(狭山市等) 東京都多摩全域、神奈川県中央部(相模原市等)等の地域	産業用機械、電子機器、通信機器、これらの部品製造及び関連ソフトウェア開発	210	106
中央自動車道沿線地域	長野県岡谷・諏訪・松本・塩尻・伊那市、山梨県甲府市を中心とした地域	一般機械・精密機械	170	50
東葛・川口地域	千葉県柏市・松戸市・市川市・船橋市、埼玉県川口市・草加市を中心とした地域	機械、冶金、情報系、バイオ	220	58
三遠南信地域	静岡県遠州地域(浜松等)、長野県南信地域(飯田等)、愛知県東三河地域(豊橋等)を中心とした地域	輸送機械・光通信関係	370	20
首都圏北部地域	栃木県、群馬県	輸送機器、電気機器を中心とした製造業	—	41

(関東経済産業局の資料により、著者作成)

表10 神戸医療産業都市構想の策定に関する概要

時期	特徴
1997年?月 (秋)	構想浮上, 神戸市が調査を開始
1998年 9月	笹山幸俊神戸市長 (当時) が構想検討を発表
10月	「神戸医療産業都市構想懇談会」設置
1999年 3月	「神戸医療産業都市構想懇談会」が報告書提出
8月	「神戸医療産業都市構想研究会」発足
10月	神戸市が「医療産業都市構想推進本部」設置
2000年 2月	「理化学研究所発生・再生科学総合研究センター」の神戸設置が決定
3月	先端医療振興財団が発足
2001年 8月	国の「都市再生プロジェクト」に選定
8月	「関西バイオ推進会議」設立
2002年 4月	発生・再生科学総合研究センターがオープン
4月	政府の「知的クラスター創成事業」に関西広域クラスターの神戸地域として選定
2003年 4月	「先端医療センター」が全面開業
4月	構造改革特区として「先端医療産業特区」に認定
7月	「神戸臨床研究情報センター」が本格稼働開始
2004年 3月	「神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター」および「神戸大学インキュベーションセンター」がオープン

(神戸新聞「再生医療の世界的拠点—神戸医療産業都市—」2004年4月11日刊により作成)

表11 神戸市の先端医療産業特区による経済効果の試算概要

	項目	2002年	2007年	2012年	2017年	2022年
雇用者数 (人)	① 1進出企業数	5	30	65	90	115
	② バイオテクノロジー	10	50	100	100	100
	③ 医療機器	25	135	225	300	450
	④ 直接雇用者数	95	1,195	3,757	7,765	12,669
	⑤ 総雇用者数	174	2,148	6,738	13,895	22,649
生産誘発額 (百万円)	⑥ 総雇用者所得	912	11,472	36,067	74,544	121,622
	⑦ 直接生産誘発額	2,280	28,680	90,168	186,360	304,056
	⑧ 総生産誘発額	4,104	50,381	159,389	326,130	531,701
市内経済効果	⑨ 市内雇用者数	139	1,718	5,391	11,116	18,119
	⑩ 市内生産誘発額	2,525	31,528	99,323	204,443	332,737
税収効果	⑪ 国税 (所得・法人税)	315	3,969	12,481	25,795	42,084
	⑫ 県税 (県民税・事業税)	103	1,286	4,046	8,362	13,642
	⑬ 市税 (市民・固定資産・都市計画税)	179	1,946	6,379	12,554	19,944
	⑭ 税収合計	597	7,201	22,906	46,711	75,670

②③：1社あたりの平均雇用者数

④：テクノロジーパーク内直接雇用者数

(神戸市の資料により, 著者作成)

表12 地域産業政策の概要

目的	年度	政策
臨海部への重化学工業集積	1959年	工業等制限法
	1960年	太平洋ベルト地帯構想
	1962年	新産業都市建設促進法
地方分散	1972年	工業再配置促進法
	1983年	テクノポリス法
	1988年	頭脳立地法
空洞化	1997年	地域産業集積活性化法
地域発展支援	2001年	産業クラスター計画
	2007年	企業立地促進法

(日本経済新聞 2007年12月19日刊により作成)

表13 企業誘致ほ場金・助成金上限額の順位

順位	都道府県	上限額 (2007年) *	上限額 (2006年) **
1	大阪府	150	30
2	和歌山県	100	100
3	三重県	90	90
4	岐阜県	70	70
5	岡山県	70	70
6	千葉県	50	50
6	新潟県	50	50
6	富山県	50	50
6	大分県	50	10
6	宮崎県	50	5
6	横浜市	50	50
12	北海道	37	37
13	鳥取県	36	36
14	福島県	35	5
14	石川県	35	35
16	福井県	34	34
17	青森県	30	30
17	栃木県	30	30
17	滋賀県	30	30
17	高知県	30	30
17	佐賀県	30	30
17	長崎県	30	11
17	浜松市	30	2
17	大阪市	30	30
25	千葉市	25	25
26	神奈川県	22	82
27	秋田県	20	20
27	京都府	20	20
27	島根県	20	20
27	広島県	20	20
27	熊本県	20	20
32	徳島県	15	10
32	愛媛県	15	15
34	山口県	11	11
35	山梨県	10.8	10.8
36	宮城県	10	10
36	長野県	10	3
36	愛知県	10	10
36	福岡県	10	10
36	鹿児島県	10	10
36	沖縄県	10	10
36	さいたま市	10	10
36	名古屋市	10	10
36	北九州市	10	10

*2007年9月末時点で10億円以上の自治体

**2006年9月末時点の上限額

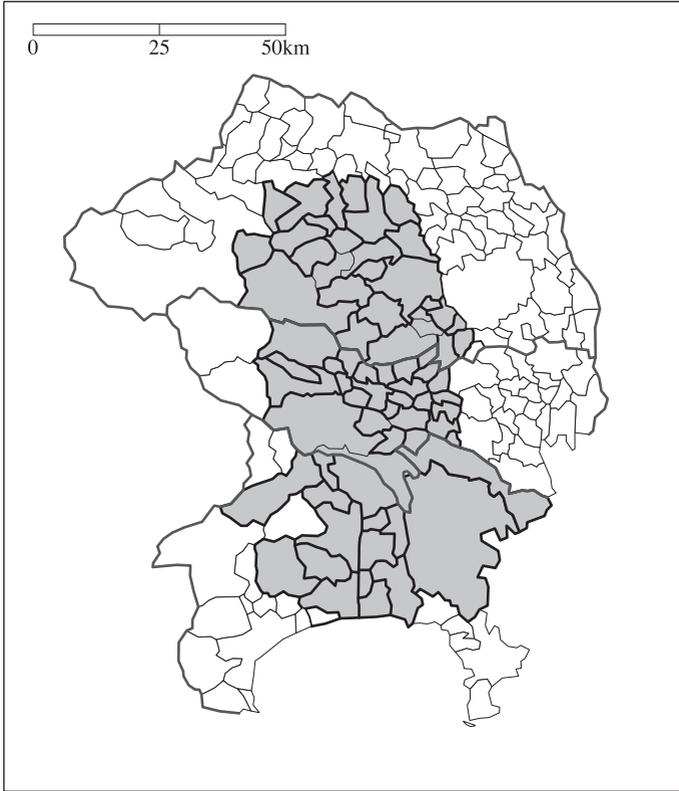
(菅野由一・前島雅彦, 2007により作成)

表14 都道府県・政令市における企業誘致政策の実施状況

	内容	都道府県	政令市	合計	%
1	企業誘致を推進する専門担当部署の設置	44	16	60	94%
2	知事・市長によるトップセールスの展開	44	13	57	89%
3	用地・建物の取得に対する補助金・助成金	43	13	56	88%
4	設備購入に対する補助金・助成金	42	14	56	88%
5	企業誘致を推進するための専任職員	40	16	56	88%
6	低利融資制度	42	8	50	78%
7	企業誘致のための、他自治体や企業などと共同設置組織（協議会）	37	12	49	77%
8	ワンストップ窓口	34	12	46	72%
9	税金の軽減	37	5	42	66%
10	「企業誘致推進本部」のような部局を横断して企業誘致を推進する組織	29	9	38	59%
11	「雇用促進助成金」など雇用者に対する補助金・助成金	27	7	34	53%
12	工業団地のリース制度（購入企業が別の企業に賃貸するものも含む）	30	2	32	50%
13	遊休地など用地のデータベース構築と提供（民間企業が保有する土地を含む）	28	3	31	48%
14	工業団地の割賦分譲	26	4	30	47%
15	誘致業務担当として民間企業出身者を採用（非常勤や嘱託など含む）	22	8	30	47%
16	民間企業やそのOBなど個人と提携、情報提供や斡旋・仲介	25	4	29	45%
17	工業団地の定期借地権制度	19	5	24	38%
18	企業誘致に協力した個人や法人に対する成功報酬制度	18	3	21	33%
19	工業団地の用地価格の引き下げ	19	2	21	33%
20	企業誘致の推進を目的とした構造改革特区	11	4	15	23%
21	建築確認申請など各種手続きの迅速化や簡略化	14	0	14	22%
22	立地支援企業（進出企業に用地・建物・設備などを賃貸する企業）への助成	5	5	10	16%
23	工業団地の用途を変更し製造業以外（小売店など）の立地を可能	3	0	3	5%
24	進出企業を対象にした利子補給制度	1	0	1	2%
25	その他	12	4	16	25%

(菅野・前島 2007により作成)

図5 首都圏西部地域TAMAの対象地域



注

- 1) 竹本(2004)によると、1990年代以降の製造業の空洞化論議は、オイルショック後の1970年代前半とプラザ合意後の1980年代後半の過去2回の議論とは大きく異なる。それは、①わが国経済のバブル崩壊により、企業自体が多額の不良債権を抱え新規事業に乗り出す財務状況にないこと、そして②「世界の工場」として、中国の目覚ましい躍進が背景にあることである。
- 2) この法律は第166回国会に提出され、2007年4月27日に成立し、2007年6月11日、企業立地促進法がスタートした。政府が策定する基本方針に基づき、都道府県と市町村が地域産業活性化協議会での協議を経て、基本計画を作成し、主務大臣に協議し、同意を得ることができる。同意を得た基本計画に基づいて実施する事業は、一定の支援措置が受けられ。また事業者は、企業立地又は事業高度化を行う場合、それぞれ企業立地計画、事業高度化計画を作成し、都道府県知事に対して承認申請をすることができ、当該計画に基づいて、各種支援装置が受けられる。
- 3) すなわち、増加率第2位に625人増加した兵庫県三日月村は、近隣にある播磨科学公園都市の一部が三日月村に属しており、公園都市の中心的施設である財団法人高輝度光科学研究センターの進出が主な要因である。
- 4) 増加率第5位(3,005人増)の熊本県菊陽町と同第32位(1,219人)の熊本県合志町は、いずれもセミコンテクノパークの企業誘致に関連した従業者の増加である。セミコンテクノパークには、東京エレクトロン、ソニーセミコンダクタ九州といった半導体関連産業が進出してきている。最近においても、富士フイルム九州の進出が決定し、総投資額1,000億円を予定しているフラットパネルディスプレイ材料の生産拠点の建設が始まっている。
- 5) 増加率第7位(2,169人増)の宮城県富谷町も、新富谷ガーデンシティなどへの企業誘致による従業者増である。
- 6) 増加率第10位(2,426人増)の福岡県宮田町は、トヨタ自動車が進出して関連部品企業の進出も活発化しており、新たな自動車産業集積地域となりつつある。
- 7) 増加率第15位(1,323人増)の三重県多岐町は、液晶関連のシャープ三重工場が立地している。
- 8) 北海道東神楽町のように、町が造成した工業用地に企業を誘致したケースもあるが、大半のケースは企業誘致活動のイニシアティブを全て県が有しており、市町村は結果的に大幅な従業者の増加が転がり込んできた、というのが実態である。従って、雇用創出規模の大きい企業誘致の成否は、県

の企業誘致策の如何に左右されている。

- 9) 伊藤(2007)によると、これらの計画の大半は、先端分野の技術開発における国の重点4分野であるライフサイエンス(生命科学)、情報通信、環境、ナノテクノロジー(超微細技術)・材料に関連している。「産業クラスター計画」においては、①質の高い経営・技術・販路などの情報が流通する「産学官の人的ネットワーク」の構築、②新たな製品・サービスの創出につながる「実用化技術開発支援」、③起業家育成施設など起業環境の整備を三位一体で進め、事業化後も販路開拓などの支援を効果的に実施する。
- 10) 伊藤(2007)によると、これらの計画の大半は、先端分野の技術開発における国の重点4分野であるライフサイエンス(生命科学)、情報通信、環境、ナノテクノロジー(超微細技術)・材料に関連している。「産業クラスター計画」においては、①質の高い経営・技術・販路などの情報が流通する「産学官の人的ネットワーク」の構築、②新たな製品・サービスの創出につながる「実用化技術開発支援」、③起業家育成施設など起業環境の整備を三位一体で進め、事業化後も販路開拓などの支援を効果的に実施する。
- 11) それは、「北海道スーパー・クラスター新興戦略」(情報・バイオ分野、約330社20大学)である。
- 12) それは、「情報・生命・未来型ものづくり産業プロジェクト」(情報・健康・ものづくり分野、約250社21大学)、「循環型社会対応産業振興プロジェクト」(環境・エネルギー分野、約300社20大学)である。
- 13) それは、「地域活性化プロジェクト」(ものづくり分野、約1550社58大学)、「バイオベンチャーの育成」(バイオ分野、約240社19大学)、「情報ベンチャーの育成」(IT分野、約240社1大学)である。
- 14) それは、「東海ものづくり創生プロジェクト」(ものづくり分野、約770社30大学)、「東海バイオものづくり創生プロジェクト」(バイオ分野、約30社47大学)、「北陸ものづくり創生プロジェクト」(ものづくり分野、約150社12大学)である。
- 15) それは、「近畿場合オ関連産業プロジェクト」(バイオ分野、約230社、35大学)、「ものづくり元気企業支援プロジェクト」(ものづくり分野、約500社26大学)、「情報系クラスター振興プロジェクト」(IT分野、約380社15大学)、「近畿エネルギー・環境高度化推進プロジェクト」(エネルギー・環境分野、約110社8大学)である。
- 16) それは、「四国テクのブリッジ計画」(健康・環境分野、約300社5大学)である。
- 17) それは、「中国地域機械産業新生プロジェクト」(ものづくり分野、約100社

- 10大学),「循環型産業形成プロジェクト」(環境分野,約80社10大学)である。
- 18)それは,「九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ」(環境分野,約180社18大学),「九州シリコン・クラスター計画」(半導体分野,約150社・29大学)である。
- 19)それは,「OKINAWA型産業振興プロジェクト」(情報・健康・環境・加工交易分野,約170社3大学)である。
- 20)第1期終了地域は,金沢地域,岐阜・大垣地域,宇部地域(以上,2008年度終了),札幌地域,仙台地域,富山・高岡地域,長野・上田地域,浜松地域,愛知・名古屋地域,京都地域,関西文化学術研究都市地域,大阪北部地域,神戸地域,広島地域,徳島地域,高松地域,福岡地域,北九州学術研究都市地域(以上,2007年度終了),など18地域である。
- 21)具体的には,プロジェクトの企画・立案,共同研究や交流活動等を通じて,産学官の関係者による網の目のようなネットワークを形成し,緊密な連携,日常的なコミュニケーションから,核となる公的研究機関等の有する独自の技術シーズと企業の実用化ニーズを相互に刺激しつつ,イノベーションを連鎖的に創出する集積の形成が起こるシステムを構築し,世界レベルでのイノベーションの創出を目指す。
- 22)「首都圏西部地域(TAMA)」は,関東経済産業局が1998年から取り組んできた「TAMAプロジェクト(技術先進首都圏地域プロジェクト)」が産業クラスター計画の原型となったものである。その後,この取組を管内の他の産業集積地域に拡大し,1999年には諏訪・甲府を中心とする「中央自動車道沿線地域」,2000年には柏,川口を中心とする「東葛・川口地域」,2001年には浜松,飯田,豊橋にまたがる「三遠南信地域」,2002年には栃木県,群馬県を対象とする「首都圏北部地域」において,それぞれプロジェクトを実施し,産学官のネットワークを構築してきた。
- 23)この地域は,単に医療関連産業の拠点とするだけでなく,基礎研究から臨床応用,産業化までの一体的な仕組みをつくることで,既存産業の高度化と雇用の確保による神戸経済の活性化,医療サービス水準と市民の健康・福祉の向上,アジア諸国の医療技術の向上など国際社会への貢献を目指している。
- 24)神戸市の強みとして,豊かな人材,多様な生活文化,国際性,港をはじめとする優れた交通アクセスなどに着目し,これらを土台に,大震災で得られた人と人とのつながりの大切さなどの貴重な経験も踏まえ,新たな知識を生み出す人が活き,交流する価値創造の舞台をつくらうというものであ

- る。
- 25) 「神戸医療産業都市構想」におけるバイオベンチャー企業誘致への支援スキームの中核として、2001年1月総額13.1億円「1号ファンド」、2002年6月「2号ファンド」、2004年1月「3号ファンド」がそれぞれ設立された。また、これらのファンドは、神戸市が誘致を計画するバイオ・医療関連ベンチャー企業のほか、再生医療・先端医療・介護・健康関連の全国的なバイオ関連企業を対象とする。
 - 26) 具体的な施策としては、各地域のテクノポリス開発機構に対する「産業再配置促進費補助金」の交付のほか、税制面の優遇措置として「テクノポリス特別償却制度」「特別土地保有税非課税制度」等が挙げられる。
 - 27) 正式には、「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」である。
 - 28) また、ハード整備に傾斜するあまり、ソフト面の支援が不十分であったとの指摘もある。例えば、優秀なコーディネーターやアドバイザーがいないために産学官の交流がうまくいかず、せっかく整備したハードを有効活用できていないケース等である（廣瀬 2008）。
 - 29) クラスター計画は、産業クラターの立ち上げ期である第Ⅰ期（2001～2005年）、成長期である第Ⅱ期（2006～2010年）、自律的發展期とされる第Ⅲ期（2011～2020年）に区分されている。
 - 30) 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」である。
 - 31) 例えば、堺市のシャープ新工場を巡っては、大阪府と兵庫県（姫路市）の間で熾烈な誘致合戦が繰り広げられた。また、宮城県への工場立地を決めたトヨタ自動車の生産子会社、セントラル自動車のケースでは、自動車産業の集積を目指す北海道も名乗りを上げ、誘致活動を展開した。

〈参考文献〉

- 阿部和俊・山崎朗 2004. 『変貌する日本のすがた—地域構造と地域政策』古今書院.
- 伊藤 実 2004. 「日本の地域産業・雇用創出の現状」(法政大学イノベーション・マネジメント研究センター『イノベーション・マネジメント』No.1, 2004 Spring).
- 伊藤 実 2003. 「地域における産業振興と人材育成」(神奈川県自治総合研究センター編『自治体学研究』第87号)
- 伊藤 実 1999. 「海外生産移転の地域製造業への影響」(日本労働研究機構『生産と雇用の国際分業』調査研究報告書No.125)
- 伊藤 実 2007. 「地域における雇用創出型と雇用創出支援策」pp.245-263 (労働政策研究・研修機構編『地域雇用創出の新潮流』)
- 植田浩史 2007. 『自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例』自治体研究社.
- 大野利彦 2003. 「先端医療産業特区と国際みなと経済特区について」『ひょうご経済』第80号, ひょうご経済研究所.
- 大西正曹 2005. 『よみがえる地財産業』同友館.
- 岡本義行1997. 「知識集約型産業集積の比較分析」. 清成忠男・橋本寿朗編『日本型産業集積の未来像』, 日本経済新聞社.
- 神野直彦 2002. 『地域再生の経済学』中央公論新社.
- 菅野由一・前島雅彦 2007. 「都道府県・政令市の企業誘致調査」, 『日経グローバル』88号, 12-27頁.
- 橘川武郎・連合総合生活開発研究所編 2005. 『地域からの経済再生』有斐閣.
- 経済産業省地域経済産業グループ編 2007a. 『企業立地に頑張る市町村事例集』経済産業省.
- 経済産業省地域経済産業グループ編 2007b. 『地域経済分析調査(企業立地関係調査)報告書』経済産業省.
- 九州経済産業局編 2008. 『平成20年度九州の自動車産業等に関する市場動向調査』九州経済産業局.
- 経済産業省経済産業グループ編 2009. 『企業促進法の概要および支援措置の施行』経済産業省.
- 厚生労働省 2004. 『平成15年版労働経済白書』
- 神戸新聞 2004年4月11日.
- 児玉克哉 2007. 「シャープ亀山工場の誘致とまちづくり—地域活性化への起爆剤となるか—」(NIRAケーススタディ・シリーズ)

- 産経新聞 2002年7月8日.
- 産業立地研究所編 2004.『企業誘致戦略』産業立地研究所.
- 関満博編 2007.『地方圏の産業振興と中山間地域』新評論.
- 竹本 豊 2004.「地方産業における空洞化検証とその対処方策」, 136-151頁,
地域経済システム研究センター編『第16回研究会報告書—地方からの変
革と地方経済に関するケース・スタディー』地域経済システム研究センタ
ー.
- TAMA産業活性化協会 2004.『TAMA連携・成功事例集Vol.1』
- TAMA産業活性化協会 2006.『TAMA連携・成功事例集Vol.2』
- 中小企業家新聞 2007年10月15日.
- 21世紀政策研究所 2004.『企業誘致に向けた地方自治体の取組み—見え始め
た構造改革特区制度の成果—』21世紀政策研究所.
- 日本経済新聞 2002年10月14日.
- 日本労働研究機構 2006.『地域雇用創出の現状に関する研究』労使政策研究
報告書No.65.
- 能野昌剛 2001.「企業誘致の現状と課題」『山口経済研究所研究報告書』167-
179頁.
- 能野昌剛 2002.「企業誘致の現状と課題」166-179頁. 地域経済システム研究
センター編『第14回研究会報告書—歴史的な大転換の時代を迎え, 中国・
四国地域経済のこれからを考える—』地域経済システム研究センター.
- 樋口美雄, S・ジーゲル, 労働政策研究・研修機構編 2005.『地域の雇用戦
略』日本経済新聞社.
- 廣瀬信己 2008.「企業立地と地域経済の活性化—大阪府, 福岡県の取組を中
心に—」『レファレンス』8月号.
- マイケル・E・ポーター『国の競争優位』ダイヤモンド社, 1992年
- マイケル・E・ポーター『競争戦略論Ⅱ』ダイヤモンド社, 2000年
- 松原 宏 2006.『経済地理学 立地・地域・都市の理論』東京大学出版会.
- 松島克守・坂田一郎・濱本正明 2005.『地域新生のデザイン』東大総研.
- 山崎 朗 1992.『ネットワーク型配置と分散政策』大明堂.
- 山口広文 2000.「戦後日本の産業立地政策—産業構造変化と政策体系の変遷」
『レファレンス』598号.
- 労働政策研究・研修機構編 2004.『先進諸国の雇用戦略に関する研究』労働
政策研究報告書No.3.
- 中小企業庁ホームページ (www.chusho.meti.go.jp)